

# 禁煙について

平成22年4月1日から、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が施行します。この条例は、受動喫煙による健康への悪影響を防止する為、公共的空間に於ける新たなルールとして定めたものです。不特定または多数の方が出入りする事ができる空間（公共的空間）を有する施設において受動喫煙を防止すると定めた条例です。

厚生労働省においても受動喫煙による健康被害を防ぐため、多数の人が利用する施設を原則として全面禁煙にするよう求める通知を出す事となりました。

「電設・家具健保保養所みやぎの」に於きましても条例施行に伴い、パブリック棟ロビーに設置してありました喫煙所が廃止となり、各棟（各棟個別に喫煙所設置）以外においても全面禁煙となります。タバコを吸われるお客様には大変ご不便をお掛け致しますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

電設・家具健保保養所みやぎの